

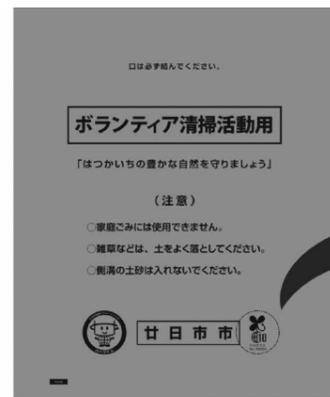
ごみインフォメーション

問い合わせ
循環型社会推進課 ☎9133

● バイオマス配合ボランティア清掃用 ごみ袋を導入しました

温室効果ガスの削減、市民の環境意識の向上などを目的し、植物由来のバイオマスプラスチックを10%配合したボランティア清掃用ごみ袋を新たに導入しました。公共施設アダプト制度や日曜清掃などのボランティア清掃活動に提供します。

※これまでのごみ袋の在庫がなくなり次第、順次バイオマス配合のごみ袋を配布します
※ボランティア清掃活動用ごみ袋の配布に関しては、市役所維持管理課 ☎9173へお問い合わせください



▲このマークが目印です

● 屋外焼却は禁止です

農業や祭事など、政令で特別に認められている場合でも、煙や灰などにより周囲の人に迷惑をかけないようにしましょう。また、ビニール、プラスチックなどのごみを一緒に燃やすことは禁止されています。

● 不法投棄は犯罪です

5月30日（ごみ0の日）～6月5日（環境の日）は、全国不法投棄監視ウィークです。不法投棄は周辺の自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあるだけでなく、法律により処罰されます。不法投棄の現場を目撃したときは、車のナンバーや人物の特徴などを警察に連絡してください。

また、不法に投棄されたごみは、原則、土地の所有者・管理者が撤去することになりますので、次のような対策をとりましょう。

- ①自分が所有する土地の雑草を刈り取り、常に清潔に保つ
- ②土地を他人に貸す場合も、土地の状況を定期的に把握する
- ③自分が所有する空き地などは、柵や立入禁止看板などを設置して、他人が入れないようにする

● ごみは正しく持ち出しましょう

家庭ごみは正しく分別し、各地域で決められた収集日の指定の時間までに、ごみ置き場へ持ち出してください。取り残しがあるときは、相談してください。

- ・廿日市・大野地域 7時30分
- ・佐伯・吉和地域 8時
- ・宮島地域 指定の時間までに

税に関するお知らせ

課税課 ☎9113

令和6年度からの 市・県民税の主な改正点

TOPIC 1 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等に関しては、所得税と個人市民税・県民税（以下「市・県民税」という。）において異なる課税方式を選択することができましたが、課税方式を所得税と一致させることになりました。

なお所得税の確定申告で選択した課税方式（総合課税・分離課税・申告不要）は、後から変更することはできません。

※配偶者控除や扶養控除の適用、市・県民税の非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出る場合がありますので注意してください

TOPIC 2 国外居住親族に係る扶養控除の見直し



30歳以上70歳未満（前年12月31日時点）の国外に居住している親族で、次のいずれにも該当しない場合は、扶養控除の適用対象から除外されません。

- ①留学により国外居住者となった人
- ②障がいのある人
- ③扶養控除などを申告する納税義務者から、前年中に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

TOPIC 3 森林環境税（国税）の創設



森林整備の地方財源を安定的に確保し、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、国内に住所を有する個人に対して1人1000円（年額）が賦課徴収されます。

※なお東日本大震災の復興のため、市・県民税の均等割に1000円が加算されていましたが、この措置は令和5年度で終了となります



TOPIC 4 定額減税

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、定額減税を実施します。

● 対象者

令和6年度分の市・県民税に係る合計所得金額が1805万円以下（給与収入のみの場合2000万円以下に相当）の人が対象となります。

● 算出方法

市・県民税の税額控除後の所得割額から次の2つの金額の合計額を控除します（控除額が所得割額を超える場合は、所得割額が限度となります）。

- ①納税義務者本人 1万円
- ②控除対象配偶者および扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）は、令和7年度分の所得割額から1万円を控除することを予定しています

詳しくは問い合わせてください。

令和6年度 職員の募集

留守家庭児童会(放課後児童クラブ)会計年度任用職員

問い合わせ こども課 ☎9130

留守家庭児童会で児童に生活指導などをする職員を募集します。

【放課後児童支援員】

勤務時間

- ・月～金曜日 13時～18時30分
- ・土曜日 8時30分～18時30分のうち5時間30分

※学校休業日は5時間30分～7時間30分程度

報酬 月給191,045円（地域手当を含む）

任用期間 内定日～令和7年3月31日(月)

勤務場所 市内17カ所にある児童会のいずれか

【放課後児童支援補助員】

勤務時間

- ・月～金曜日 13時～18時30分のうち3時間程度
- ・土曜日 8時30分～18時30分のうち3～5時間程度

※シフトによる週6時間または15時間勤務

報酬 時給1,241円（地域手当を含む）

任用期間 内定日～令和7年3月31日(月)

勤務場所 市内17カ所にある児童会のいずれか

詳しくは市ホームページを確認してください▶

